

平成28年度定期監査の結果について

佐渡市監査委員は、定期監査の結果を平成29年4月5日に公表しましたので、その内容をお知らせします。

佐渡市監査委員 渡部 直樹
佐渡市監査委員 猪股 文彦

指摘事項および監査委員の意見

1 地域振興課

交流居住・定住促進対策事業

ア 各種モニターツアーの企画運営委託契約において、禁止事項となっている再委託を行った事例があった。

イ 定住体験住宅貸付事業において、実施要綱に基づいた賃貸借契約を締結していない事例があった。

ウ 若者定住家賃補助事業において、補助金交付要綱に規定する補助対象要件を証明する客観的な資料が添付されていない事例があった。

【監査委員の意見】

交流居住・定住促進対策事業は、各種モニターツアーや定住体験に係る住宅貸付・家賃補助等、交流や移

(相川支所)

ア 市有財産に係る使用貸借契約により市が民間企業へ貸し付けている物件の修繕に必要な材料の購入費用を、契約内容に反し負担していた。

イ 事業目的が明確でないまま、不特定多数の者に飲料を提供する経費を補助対象経費としていた。

(佐和田行政サービスセンター)

ウ 補助金交付決定日以後に支出した経費を補助対象経費とすべきところ、交付決定日前に支出した経費を含めて補助対象経費としていた事例があった。

エ 補助金交付申請の収支予算書に収益事業が含まれていたが、補助対象経費の算定に当たり当該収益事業に係る経費の確認を行わず、補助金額を確定している事例があった。

(2) 財産管理に関する事項

物品台帳の所管替え手続きや記録誤りなど台帳整備の不備が見られ、決算書の財産に関する調査と一致しない事例があった。また、物品台帳に掲載されている物品の所在が把握されていない事例があった。

(3) 職員服務に関する事項

出勤簿、年次休暇簿、週休日の

振替簿などの帳簿に押印漏れや記載誤りが多数見受けられた。

【監査委員の意見】

元気な地域づくり支援事業は、地域づくり活動の支援を目的とした補助金交付事業と、地域の緊急要望に対して支所・行政サービスセンターが行う修繕等の事業があり、実施要綱および補助金交付要綱等で基準および条件等を定めているにもかかわらず、不適正な支出または補助金交付が散見されたことは適正な事務執行に欠ける。

相川支所における材料の購入費用を負担した事例は、市有財産に係る使用貸借契約において市は維持補修の責めを負わないとされていることを承知しながら、産業振興課が相川支所に対して負担を依頼したものである。これは市に損害を与える行為であり、厳重に注意する。

補助金交付については、申請者に対し要綱に基づき事業の趣旨および補助対象経費について十分に説明し、提出された申請書類等については厳正な審査を行うことにより、適正な補助金交付事務に努められた。

財産管理に関する事項については、これまでの決算審査や定期監査

2 相川支所・佐和田行政サービスセンター

(1) 元気な地域づくり支援事業

住・定住を促進するために、実施要綱および補助金交付要綱を定め多様な取り組みを実施しているが、関連法令の認識不足により業務管理が徹底されていない事例や要綱が実態にそぐわない事例が見受けられた。実態把握を早急に行い、必要に応じて実施要綱および補助金交付要綱を見直すとともに、業務実施に当たっては関係機関との連携・協議を十分に行的、適正に履行されたい。

また、類似したモニターツアーを同日に開催していた事例があったが、参加者が分散し、十分な効果が得られない恐れがあるため、今後の企画においては開催日程についても考慮されたい。